

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

<p>平方東京線</p>	<p>路線名</p>
<p>八潮市大字鶴ヶ曾根字下根通二三二番五地先から 同市大字鶴ヶ曾根字下根通二三二番五地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年三月八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十年三月三十一日 付け埼玉県告示第四百 六十三号で告示した道 路予定区域の一部の供 用開始である。</p>	<p>備考</p>